

医政医発0128第6号
令和4年1月28日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)

医療機関における開示手数料の算定に係る推奨手続について

「診療情報の提供等に関する指針の策定について」(平成15年9月12日付け医政発第0912001号。以下「指針」という。)において、医療機関が保有する診療情報を提供するに当たって、どのような事項に留意すれば医療従事者等が診療情報の提供等に関する職責を全うできると考えられるかを示してきたところであり、「診療情報の提供等に関する指針について(周知)」(平成30年7月20日付け医政医発0720002号)において、全国の特定機能病院及び大学病院に対して実施した調査の結果を踏まえ、診療記録の開示に当たって留意すべき点について示したところである。

今般、「規制改革実施計画」(令和元年6月21日閣議決定)において、「高額の開示手数料等によりその請求が不当に制限されることにならないよう、ガイドライン等において、医療機関における開示手数料の算定に係る推奨手続を明らかにする」こととされたところ、全国の特定機能病院等に対して、診療記録の開示に要する費用に関する実態調査を行い、その結果等を踏まえ、下記のとおり医療機関における開示手数料の算定に係る推奨手続等を示すこととするので、貴職におかれては、貴管下保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等への周知をお願いする。

記

(1) 診療記録の開示に係るコストを削減するための工夫について

指針において、診療記録の開示手続については、医療機関毎に当該医療機関の管理者が定めることとされているところ、診療記録の開示・不開示を審査する事務や請求のあった診療記録を探索する事務(以下「探索事務」という。)等、診療記録の開示に係るコストを削減する観点から、「望ましい例」と「望

ましくない例」として、下記のようなものが挙げられる。各医療機関の管理者においては、指針とともにこれらの例を参考にしつつ、適切に開示手続を定められたい。

(望ましい例)

- ・ 開示の申立ての際、申立人が必要としている診療記録を具体的に特定することで、物件費（提供する診療記録の印刷に係る費用等をいう。以下同じ。）や探索事務に係るコストを削減する。
- ・ 開示に当たって、開示する診療記録の量が多い場合には、CD-Rを利用して提供を行う等、開示する診療記録の量や内容等に応じた適切な方法を医療機関において検討・判断の上で当該診療記録を提供することで、物件費や開示する診療記録の準備に係るコストを削減する。

(望ましくない例)

- ・ 申立人の意向に関わらず、求めのない診療記録を含む膨大な資料を開示する。
- ・ 文書の量や申立人の意向に関わらず、全ての請求について紙量の削減等に配慮せず開示を行う。

(2) 患者等の負担を減らすための工夫について

診療記録の開示手続について、患者等の負担を減らす観点から、「望ましい例」と「望ましくない例」として、下記のようなものが挙げられる。各医療機関の管理者においては、指針とともにこれらの例を参考にしつつ、適切に開示手続を定められたい。

(望ましい例)

- ・ 受付と受渡しの手続きは原則、窓口において行うこととしているが、医療機関における開示に係る体制、申請者の居住地や体調等の事情等を勘案し、郵送で提供を行う等、柔軟な対応を検討する。また、その際の料金の支払いについても、現金書留や口座振込による対応等、柔軟な対応を検討する。
- ・ 開示決定を通知する際に、開示にかかる費用の概算を伝える。
- ・ 患者の希望等に応じて、開示する診療記録は両面印字し、紙量を削減する。また、診療記録を発送する際には必要以上の梱包を避け、軽量にする。

(望ましくない例)

- ・ 開示を行う際の費用について、患者側の意向等を問わず、概算を一切明かさない。
- ・ 開示の受付・受渡しや料金の支払い方法について、医療機関の体制、申請者の事情等を踏まえた検討を行うことなく、一律に窓口で対応する等の対応を行う。